



平成 26 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 日本電工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石山 照明  
(コード：5563、東証第一部)  
問合せ先 総 務 部 長 須貝 俊一  
(TEL. 03-6860-6800)

## 定款の一部変更（商号及び単元株式数等の変更）に関するお知らせ

当社は、平成26年2月27日開催の取締役会において定款の一部変更について決議し、併せて平成26年3月28日に開催予定の第114回定時株主総会に下記のとおり付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

第114回定時株主総会に付議する「当社と中央電気工業株式会社との株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）の承認の件」が承認されることを前提として、当社定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 当社と中央電気工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、中央電気工業株式会社が当社の完全子会社となることに伴い、新たな企業集団となったことを明確にするため、第1条（商号）を変更するものであります。
- (2) 本株式交換により、中央電気工業株式会社が当社の完全子会社となることに伴い、同社の事業目的を勘案し、第2条（目的）に定める事項を追加するとともに一部字句の修正を行うものであります。
- (3) 本株式交換に伴う新株発行及び今後の機動的な経営を図るため、第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (4) 当社の単元株式数を株式交換完全子会社となる中央電気工業株式会社の単元株式数に合わせ、株主の利益を守り、本経営統合を円滑に行うため、第8条（単元株式数）を1,000株から100株に変更するものであります。
- (5) 本株式交換による経営統合に伴い事業が拡大することから、経営の監督・執行機能を強化することができるよう、取締役及び監査役の員数を見直すこととし、第20条（員数）及び第32条（員数）を変更するものであります。
- (6) この定款変更は、本株式交換契約の承認可決及び本株式交換の効力発生を条件としているので、定款変更の効力発生日を明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本電工株式会社</u> と称し、英文ではNippon Denko Co., Ltd. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>新日本電工株式会社</u> と称し、英文ではNippon Denko Co., Ltd. と表示する。

現行	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フェロアロイ、<u>金属珪素</u>の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>2. (条文省略)</li> <li>3. クロム塩類、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>4. ～6. (条文省略)</li> <li>7. 電子機器用部品の製造及び販売</li> <li>8. (条文省略)</li> <li>9. 測定器、<u>分析機器</u>の製造及び販売並びに環境計量証明事業</li> <li>10. ～13. (条文省略)</li> <li>14. 各種プラント建設工事の設計・施工・管理・請負業</li> <li>15. (条文省略)</li> <li>16. ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業</li> <li>17. (条文省略)</li> <li>18. <u>産業廃棄物処理業</u></li> <li>19. ～22. (条文省略)</li> <li style="padding-left: 40px;">(新設)</li> <li>23. (条文省略)</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フェロアロイ及び<u>金属珪素</u>の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. クロム塩類、<u>マンガン系無機化学品、炭素製品</u>、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>4. ～6. (現行どおり)</li> <li>7. 電子機器用部品及び<u>電子部品材料並びに磁性材料</u>の製造及び販売</li> <li>8. (現行どおり)</li> <li>9. 測定器及び<u>分析機器</u>の製造並びに販売並びに環境計量証明事業</li> <li>10. ～13. (現行どおり)</li> <li>14. <u>土木建築</u>、<u>その他各種プラント建設工事</u>の設計、<u>施工</u>、<u>管理及び請負並びに土木建築資材</u>の製造及び販売</li> <li>15. (現行どおり)</li> <li>16. ソフトウェア業<u>並びに情報処理及び提供サービス業</u></li> <li>17. (現行どおり)</li> <li>18. 廃棄物処理業</li> <li>19. ～22. (現行どおり)</li> <li>23. <u>子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></li> <li>24. (現行どおり)</li> </ol>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>256,551,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(員数)</p> <p>第20条 当社に<u>8名</u>以内の取締役を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第20条 当社に<u>12名</u>以内の取締役を置く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第32条 当社に<u>4名</u>以内の監査役を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第32条 当社に<u>5名</u>以内の監査役を置く。</p>

現行	変更案
<u>(新設)</u>	<u>附則</u> <u>第1条(商号)、第2条(目的)、第6条(発行可能株式総数)、第8条(単元株式数)、第20条(員数)及び第32条(員数)の変更は、当会社を株式交換完全親会社、中央電気工業株式会社を株式交換完全子会社として行う株式交換(以下「本株式交換」という。)の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日をもってその効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生後これを削除する。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成26年3月28日(金)

定款変更の効力発生日

平成26年7月1日(火)

(参考) 平成26年7月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

以 上